

# 大阪府ソフトボール協会規約

## 第1章 名称および事務所

第1条 本協会は大阪府ソフトボール協会と称する。

第2条 本会は事務所を大阪市天王寺区烏ヶ辻1-3-23 ケーズスクエア401に置く。

## 第2章 目的および事業

第3条 本会は大阪府におけるソフトボール競技の総括機関として、ソフトボール競技の普及・発展および府民の健康増進と生涯スポーツに対する理解を深め、スポーツ愛好精神の高揚を図ることを目的とする。

また、本会は公益財団法人日本ソフトボール協会の組織団体として、その発展に貢献する。

第4条 本会は前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

1. ソフトボール大会の主催および後援
2. ソフトボールの普及発展ならびに技術向上に関する事業
3. ソフトボールの審判員・記録員・指導者等の養成
4. その他本会において必要と認めた事業

## 第3章 組 織

第5条 本会は大阪府における学校、事業所および地域のソフトボール団体をもって組織し、大阪府支部として近畿ソフトボール協会および公益財団法人日本ソフトボール協会の組織団体となる。

- 2 本会に加盟する組織団体は、所定の加盟費、負担金を納めなければならない。

## 第4章 役 員

第6条 本会は下記の役員を置く。

会 長 1名 副 会 長 若干名 顧問・参与 若干名

理 事 長 1名 副理事長 若干名

事務局 長 1名 理 事 若干名 監 事 若干名

第7条 会長、副会長は理事長が推挙し、理事会の議を経る。

会長は本会を代表して会務を統轄する。副会長は会長を補佐し会長に支障のあるときは、その職務を代行する。

第8条 会長は理事会の議を経て顧問および参与を委嘱することができる。

顧問は会長の諮問に応じ、参与は理事長の諮問に応じる。

第9条 理事は組織団体（支部協会・連盟）及び審判委員会・記録委員会より選出し、会長が委嘱する。

会長は本会の目的および事業を遂行するのに必要な人材を理事として委嘱できる。理事は会務を掌理する。

第 10 条 理事長の選出は理事の選挙によって選出する。

理事長は副理事長、財務委員長、事務局長を推挙し、理事会の議を経て選任する。理事長は理事会を代表し、副理事長は理事長を補佐する。理事長に支障のあるときは、その職務を代行する。

第 11 条 財務委員長は一切の会計業務を処理する。

第 12 条 事務局長は本会の事務を掌る。

事務局に書記を置くことが出来る。

2 事務局に書記を置く場合は、常任理事会の議を経る。

第 13 条 監事は理事会で選出し、本会の財務を監査する。

監事は理事長の要請に応じて、理事会に出席するものとする。ただし議決権はない。

第 14 条 役員の任期は二年とする。ただし再任を妨げない。

役員はその任期が満了しても後任者が就任するまでは職務を行う。

## 第 5 章 会 議

第 15 条 常任理事会は、理事長、副理事長、常任理事、事務局長で構成する。

2 常任理事は、理事長、副理事長が推挙し、理事会の議を経て選任する。

3 常任理事会は、原則毎月開催し、本規約第 4 条の事業を遂行するため企画立案する。

4 常任理事会は構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

5 活動報告は当年度末に行い、会計報告は次年度当初に行う。

第 16 条 理事会は、理事によって構成し理事長が召集する。

2 理事会は 3 か月に 1 回以上開催するものとし会務に関する事項を決定する

3 理事長は、理事会の議長を指名することができる。

4 理事長は、理事会の議事録の署名人 2 名を理事会の冒頭に指名する。

第 17 条 理事会は構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

2 理事会にやむをえず欠席する場合は、委任状をもって出席にかえることができる。

第 18 条 会議の議事は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長がこれを定める。

## 第 6 章 登 録

第 19 条 本会に加盟・登録するチームは、本会支部に登録していなければならない。なお、登録の種別は次の各号のとおりとする。

(1) 競技種別

①クラブチーム

大阪府内に居住、または勤務（通学）する 18 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）によって編成されたチームとする。（ただし、実業団と見間違えうような名称を使用してはならない。）

②実業団チーム

大阪府内における官公庁、会社、病院、商店等、同一企業（関連企業を含む）に勤務する者のみによって編成されたチームとする。

(2) 学生種別

①大学チーム

大阪府内の同一大学に在学する学生によって編成されたチームとする。

②高等学校チーム

大阪府内の同一高等学校に在学する生徒によって編成されたチームとする。(全日制と定時制、通信制は別校とする。)

(3) 生涯種別

①中学生チーム

大阪府内に居住または在学する中学生によって編成されたチームとする。

②小学生チーム

大阪府内に居住または在学する小学生によって編成されたチームとする。

③エルDESTチーム

大阪府内に居住または勤務する 50 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）の女子で編成されたチームとする。

④エルダーチーム

大阪府内に居住または勤務する 35 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）の女子で編成されたチームとする。

⑤レディースチーム

大阪府内に居住または勤務（通学）する 15 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）の女子で編成されたチームとする。なお、第 2 号 2 の高等学校チームに登録している者は除く。

⑥壮年チーム

大阪府内に居住または勤務する 40 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）の男子で編成されたチームとする。

⑦実年チーム

大阪府内に居住または勤務する 50 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）の男子で編成されたチームとする。

⑧シニアチーム

大阪府内に居住または勤務する 59 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）の男子で編成されたチームとする。

⑨ハイシニアチーム

大阪府内に居住または勤務する 67 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）の男子で編成されたチームとする。※2021 年度より 68 歳以上となる。

⑩一般男子チーム

大阪府内に居住または勤務（通学）する 15 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）の男子で編成されたチームとする。なお、第 2 号 2 の高等学校チームに登録している者は除く。

⑪教員チーム

大阪府内に勤務する男子教員によって編成されたチームとする。(学校教育法第 1

条に規定する学校の教員とする。ただし、実習助手は認める。)

第 20 条 登録は毎年 1 月末日までに更新するものとする。

2 種目を跨いで登録する場合は 2 チーム分の登録料を納入する。

第 21 条 登録事項は異動が生じたとき、または登録を取り消したときは直ちにその旨を届け出なければならない。

## 第 7 章 会 計

第 22 条 本会の経費は加盟費、負担金、寄付金、事業収入等で支弁する。

第 23 条 本会の組織団体は毎年 1 月 1 日から 1 月末日までに一定の負担金を納入しなければならない。

第 24 条 本会の会計年度は 1 月 1 日より同年 12 月 31 日までとする。

## 第 8 章 専門委員会

第 25 条 本会の会務を処理するために下記の委員会と、必要に応じて特別委員会を置くことができる。

- (1) 総務委員会
- (2) 審判委員会
- (3) 記録委員会
- (4) 指導者委員会
- (5) 技術委員会
- (6) 競技委員会
- (7) 広報委員会
- (8) 普及委員会
- (9) 財務委員会

第 26 条 理事はいずれかの委員会に所属する。

## 第 9 章 そ の 他

第 27 条 本会の事業運営を円滑に進めるため、協会内規を定めることができる。

第 28 条 本会に公認審判員規程、公式記録員規程を別に定める。

第 29 条 本会に表彰規程、会計規程、監事監査規程、並びに事務処理規程を別に定める。

第 30 条 本規約は、理事会出席者の 4 分の 3 以上の同意で改定することができる。

付 則 この規約は、昭和 22 年 4 月 1 日より施行する。

H 6. 4. 1	一部改定
H 7. 4. 1	一部改定
H 8. 4. 1	一部改定
H 10. 4. 1	一部改定
H 12. 4. 1	一部改定
H 13. 4. 1	一部改定

H 14. 1. 1	一部改定
H 15. 11. 13	一部改定
H 16. 4. 14	一部改定
H 17. 4. 1	一部改定
H 18. 4. 1	一部改定
H 20. 4. 16	一部改定
H 22. 4. 1	一部改定
H 25. 1. 1	一部改定
R 2. 4. 29	一部改定